

相模原市無電柱化推進計画（案）概要版

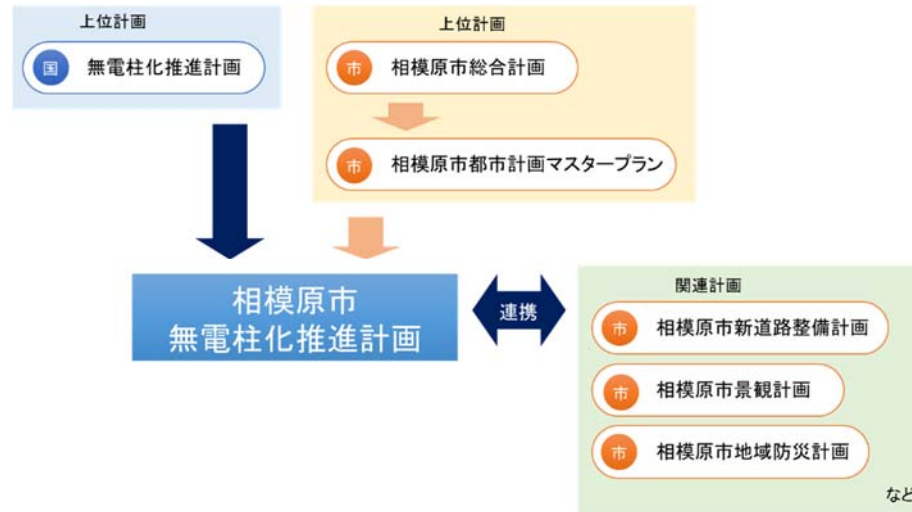
【1. 計画の目的】

近年激化する災害に対応するため、まちの防災機能強化が求められています。平成30年の台風第21号では、全国各地で暴風による電柱倒壊が発生しており、約1,700本の電柱倒壊の被害がありました。電柱の倒壊は、ライフラインの被害だけでなく、道路の閉塞を招き、円滑な救護活動や救援物資輸送の妨げとなる恐れがあります。また、道路に立ち並ぶ電柱は、歩行者やベビーカー、車椅子などの通行を妨げ、上空を行き交う電線は、視線を遮り、良好な都市景観の形成を阻害してしまいます。こうしたことから、無電柱化は都市の防災性向上、安全・快適な通行空間の確保、良好な景観形成の観点から重要な施策となっています。

本市においても、今後予想される首都直下地震や南海トラフ地震などの災害への備え、安全・快適な歩行空間や良好な都市景観を創出することにより、魅力ある都市を形成するため、本計画を策定します。

【2. 計画の位置付け】

本計画は、相模原市総合計画及び相模原市都市計画マスタープランを上位計画とし、無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号。以下「無電柱化法」という。）第2条に定められた基本理念の下、国の「無電柱化推進計画」を踏まえ、無電柱化法第8条に基づく無電柱化推進計画として、本市の無電柱化の基本的な方針や目標、施策等を定める計画です。



【3. 持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）を踏まえた無電柱化事業の推進】

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールで構成されています。

本計画においては、次の3つの持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえて、無電柱化の推進を図ります。



【4. 基本方針】

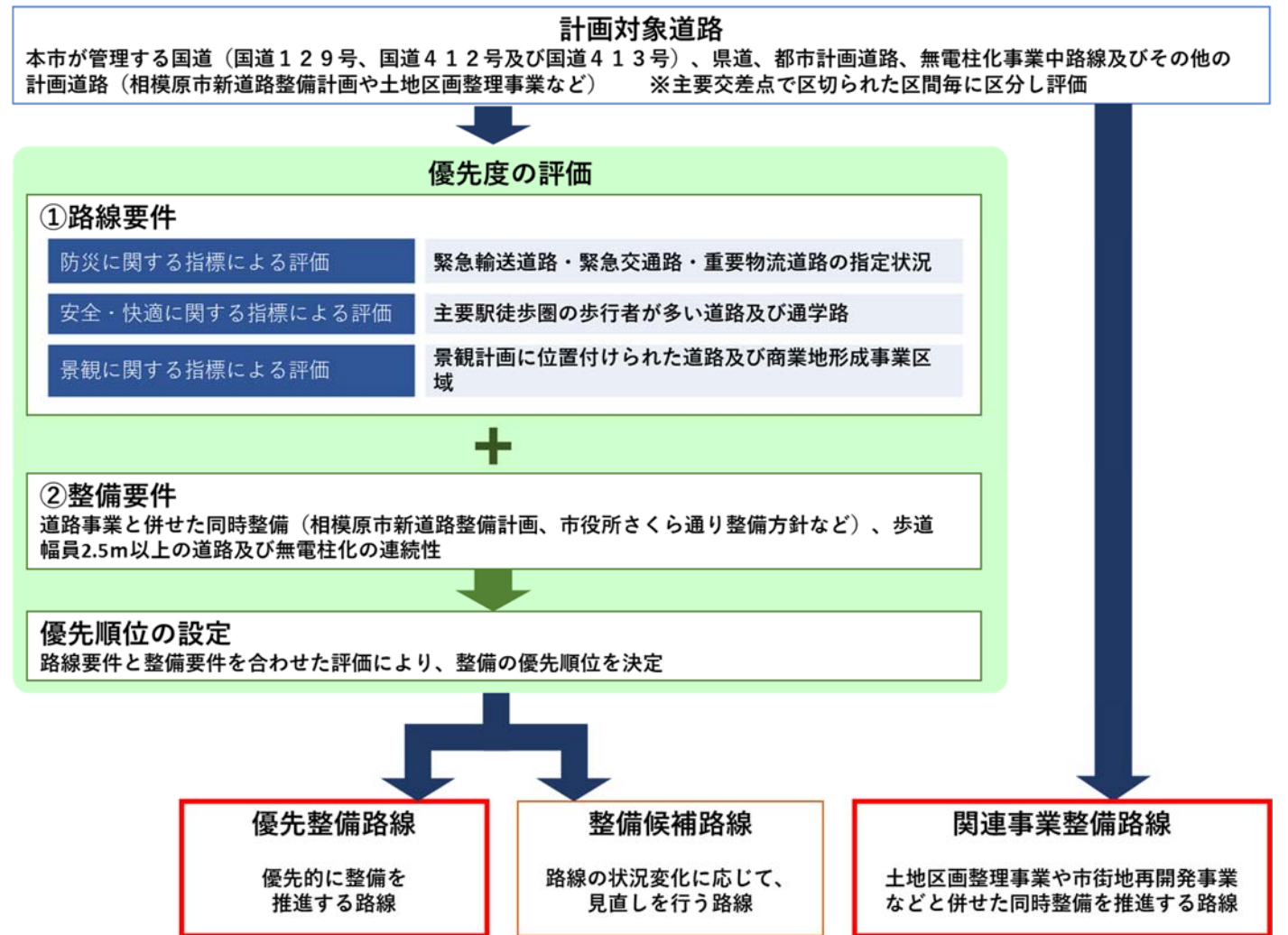
次の3つを目的とし、無電柱化を推進します。

防災	災害時に、電柱等の倒壊による道路の寸断により救護活動・救援物資輸送の妨げとならないよう、被害拡大の防止を図るために必要となる道路において無電柱化を推進します。
安全・快適	歩行者や車椅子、ベビーカーを利用する方など、誰もが安全で移動しやすい歩行空間が求められる道路において無電柱化を推進します。
景観	良好な景観を保全・形成し、地域の魅力向上や活性化を図るため、景観形成が望まれる道路において無電柱化を推進します。

【5. 優先路線の選定】

基本方針に基づき優先的に整備を進める路線（優先整備路線及び関連事業整備路線）を選定しました。

（1）優先路線の選定



① 路線要件の評価項目

評価項目	評価内容
防災	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急輸送道路（神奈川県内の第一次・第二次緊急輸送道路及び相模原市の第一次・第二次緊急輸送道路） ②緊急交通路（災害対策基本法に基づき、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、一般車両の通行を禁止・制限を行う路線） ③重要物流道路（国土交通大臣により指定される物流上重要な道路輸送網）
安全・快適	<ul style="list-style-type: none"> ①主要駅の徒歩圏（歩行者が多い主要駅徒歩圏内の路線） ②通学路（小学校周辺の通学路）
景観	<ul style="list-style-type: none"> ①景観計画（景観形成重点地区、景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木）への位置付けがある路線 ②商業地形成事業区域（商業地形成事業への位置付けがある路線）

② 整備要件の評価項目

評価項目	評価内容
道路事業の状況	道路事業と併せた同時整備を行う路線（相模原市新道路整備計画、市役所さくら通り整備方針など）
事業の実行性	歩道幅員2.5m以上の路線（歩道の有効幅員が確保できる場合や歩道幅員2.5m以上で整備を行う予定の道路を含む。）
接続区間の状況	無電柱化が完了している区間に隣接する路線

③優先順位の設定

優先順位の設定は、「路線要件」による評価点に基づき、点数の高い路線から、A評価、B評価、C評価の3段階に分類します。

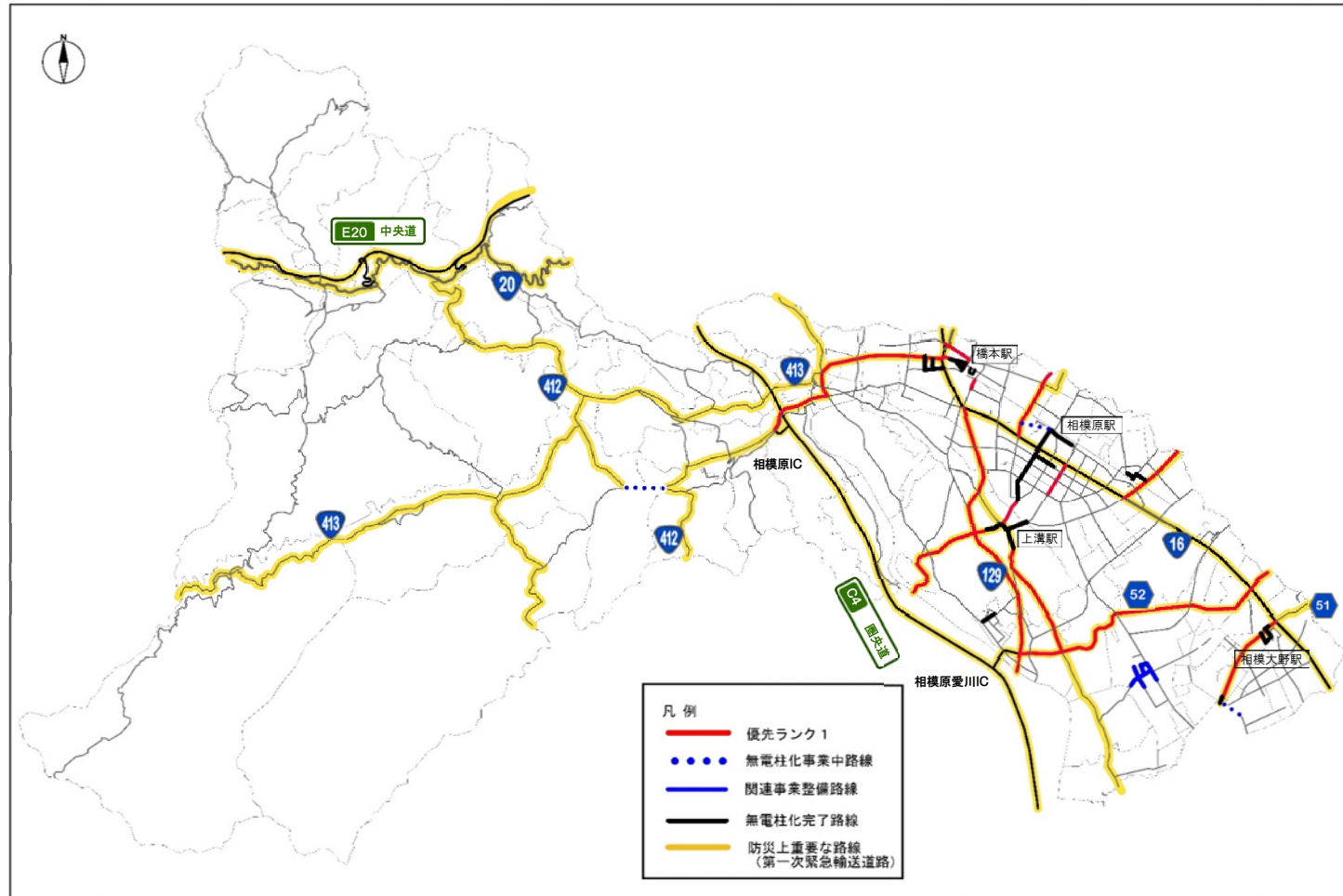
また、「整備要件」による評価も同様に、点数の高い路線から、a評価、b評価、c評価の3段階に分類します。

「路線要件」と「整備要件」の評価を組み合わせ、下表のとおり優先順位をランク1からランク5までの5段階に分けて設定しています。

		路線要件		
		A評価	B評価	C評価
整備要件	a評価	ランク1	ランク2	ランク3
	b評価	ランク2	ランク3	ランク4
	c評価	ランク3	ランク4	ランク5

(2) 優先路線の選定結果

優先路線（優先整備路線及び関連事業整備路線）の選定結果は、次のとおりです。



優先整備路線及び関連事業整備路線は、以下のとおりです。

番号	路線名	都市計画道路名	箇所	計画路線延長(km)
1	国道129号		橋本五差路交差点～厚木市境	7.5
2	国道412号		関交差点～長竹三差路交差点	1.0
3	国道413号		川尻交差点～国道16号交点	3.3
4	県道46号(相模原茅ヶ崎)	上溝昭和橋線	ちとせ橋交差点～麻溝小学校入口交差点	3.1
5	県道48号(鍛冶谷相模原)		川尻交差点～新小倉橋東側交差点	0.7
6	県道51号(町田厚木)	町田厚木線	谷口陸橋下交差点～サウザンロード入口交差点	2.3
7	県道52号(相模原町田)	町田新磯線、相模原町田線	町田市境～国道129号交点	7.6
8	県道54号(相模原愛川)	相模原愛川線	県営鳩川住宅前交差点～県道63号交点	2.0
9	県道57号(相模原大蔵町)	瓜生相模原線	町田市境～淵野辺交差点	1.9
10	県道63号(相模原大磯)	相模原愛川線	県道54号交点～高田橋際交差点	1.5
11	県道503号(相模原立川)	宮下横山台線、相模原愛川線	清新交差点～町田市境、横山公園前交差点～上溝交差点	2.6
12	県道505号(橋本停車場)	橋本駅前通り線、相原宮下線	橋本駅入口第二交差点～元橋本交差点	1.1
13	県道510号(長竹川尻)	城山津久井線	相模原IC～新小倉橋東側交差点	2.1
14	市道相模氷川	相模原駅氷川線	相模原一丁目交差点～氷川神社前交差点	0.8
15	市道市役所前通	市役所前通り線	西門～横山2丁目交差点	1.6
16	市道新戸翠ヶ丘	相模原二ツ塚線	市道南大野交点～市道翠ヶ丘鶴間交点	0.5
17	市道橋本石神	東橋本大山線	旭中学校入口交差点～市道大山1号交点	0.3
18	市道橋本駅北口	橋本駅北口線	橋本仲町交差点～国道16号交点	0.2
19	県道507号(相武台相模原)	村富相武台線	市道麻溝台44号交点～市道相模台磯部交点	0.7
20	市道新磯野	町田新磯線	麻溝台8丁目交差点～峰山霊園入口交差点	0.6
21	市道新磯野21号	麻溝台・新磯野中通り線	市道麻溝台44号交点～市道相武台磯部交点	0.5
22	市道麻溝台40号		市道麻溝台44号交点～若草小学校西交差点	0.2
23	市道麻溝台44号		県道507号(相武台相模原) 交点～市道新磯野21号交点	0.3
			合計	42.4

※計画路線延長は、計画対象道路の評価区間延長などを示したものであり、整備延長とは異なることがあります。

※当該路線は、社会情勢の変化など必要に応じて見直しを行うことがあります。

【6. 計画の期間】

計画期間は、令和2(2020)年度から令和9(2027)年度までの8年間とし、社会情勢の変化等も考慮し、4年後に計画の見直しを行うものとします。

【7. 計画の目標】

優先整備路線及び関連事業整備路線のうち、計画期間内に約8キロメートルの無電柱化を実施します。

【8. 無電柱化の推進に関する施策】

無電柱化の推進に当たっては、次の関連施策を実施します。

- ・低コスト手法の導入
- ・道路法第37条に基づく占用制限
- ・道路事業や市街地開発事業等の実施と併せて行う無電柱化。
- ・広報・啓発活動